

飛驒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月28日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 前川 文博

令和3年度定期監査に対する対応調書

審査意見要旨	措置状況（左記についての対応）
<p>(1) <u>小中学校の管理状況について</u></p> <p>①郵券については、帳簿と残枚数を確認したところ、一致していた。しかしながら、古川中学校では年度末に多く購入していたが、月々の使用量を考慮して平準化した購入が望ましい。古川小学校では、鍵のついた保管庫で保管されていなかったため、鍵のついた保管庫で保管されたい。</p>	<p>学校教育課</p> <p>郵券につきましては、前年度までの使用実績に基づき、計画的に購入する（年度末に多く購入しない）ことを管理職、事務職員、教職員で徹底いたします。</p> <p>また、古川小学校においては、耐火金庫にて保管するよう改めます。切手使用のプロセスにつきまして全教職員で確認を行いました。</p>
<p>(2) <u>施設の管理状況について</u></p> <p>①老人福祉センター割石温泉では、振興事務所においてレジペーパーと集計表との突合がされていないため、突合を実施されたい。</p> <p>②高原郷土館単独の入場券については、通し番号が印字されていなかったため、ナンバーリングにより通し番号を附番する等、枚数管理の検討をされたい。</p> <p>③飛騨市美術館のワークショップ開催時の参加料については、割印がある領収書を作成し発行されているが、急きょ欠席となった参加者の参加者名簿等への欠席記載がされていないため、今後は記載されたい。</p> <p>④高原郷土館、江馬氏館跡公園、飛騨市美術館については、レジスター導入により適正な管理ができると思われるため検討されたい。</p> <p>なお、備品管理については、一部備品シールが台帳につけたままのものがあり、適正な管理をされたい。</p>	<p>地域包括ケア課</p> <p>①12月17日に振興事務所職員による抜き打ち検査を実施し、12月1日から16日までの突合を行い、レジペーパーの現金売上金額と提出された集計表の金額の一致を確認しました。次回以降は毎月中旬に前回の検査日からの突合を実施する予定としております。</p> <p>文化振興課</p> <p>②適切な管理を徹底し、レジ導入後は集計表と入場券枚数を確認いたします。</p> <p>③美術館スタッフにも周知し、今後は指摘事項の対応を徹底します。</p> <p>④直接レジスター導入の指摘をいただいた高原郷土館につきましては、令和4年度予算に備品購入費を計上することし、以後、他の施設についても同様の対応を検討いたします。</p> <p>また、備品管理につきましては、11月中に施設の備品管理表を作成済みであり、今後適切に管理を実施いたします。</p>